

令和5年度（2023年度）エゾシカジビエ利用拡大推進事業 （狩猟捕獲個体搬入業務）事業スケジュール・手続一覧

	いつ	誰が	何をする
1	令和5年（2023年） 8月中旬	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業案内を送付 施設等から推薦を受けた狩猟者（グループ代表者を含む。）あてに事業案内文書を送付します。
2	9月14日（木）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加申込書、口座振替払申出書を北海道に提出 グループの場合は、代表者のみが提出します。 <u>※申し込みにより事業参加が約束されるものではありません。</u>
3	9月下旬～10月上旬	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加証を事業参加申込者あて送付 グループの場合は、グループ代表者あてにグループ構成員全員分の事業参加証を送付します。 <p><u>※今年度の狩猟者登録を確認してから、事業参加証を交付します。</u></p>
4	<p>【搬入期間】 ※事業参加証の受領前は、搬入できません。</p> <p>令和5年（2023年） 10月1日（日） から 令和6年（2024年） 1月31日（水） まで</p>	事業参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟（第一種銃又はわな）によりエゾシカを捕獲 事前に狩猟者登録を行っている場合に限りです。 ・推薦を受けた食肉処理施設に捕獲個体を搬入 受入可否などについては、食肉処理施設に直接お問い合わせください。 ・食肉処理施設から搬入確認票を受領 搬入確認票は受入1頭当たり1枚発行されます。 受領された搬入確認票は、実績報告書とともに提出いただきますので、大切に保管してください。 <u>再発行はいたしません。</u>
5	2月7日（水）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道に実績報告書及び搬入確認票を提出 お手元にある全ての搬入確認票を提出（グループの場合は、代表者が全構成員の受領分をまとめて提出）してください。
6	2月23日（金）まで	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入手数料の額を確定し事業参加申込者あて通知請求書様式を併せて送付（グループの場合は、代表者あてに送付）します。
7	3月1日（金）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道へ請求書を送付 グループの場合は、代表者のみが送付します。
8	3月29日（金）まで	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の口座へ搬入手数料を振込

※ 事業に参加される狩猟者個人又はグループの手続は、「2」「4」「5」「7」です。